

スポーツ特待生と一般学生のスポーツ倫理観に関する比較研究

A Comparative analysis of sport ethics view of scholarship and non-scholarship students.

1K04B005-1

朝日 佑

指導教員

主査 木村和彦先生

副査 友添秀則先生

【緒言】

2006 年、高校野球界に問題が発生した。西武ライオンズが岩手・専大北上高校野球部員に「裏金」を渡していたことが明らかになり、これが日本学生野球憲章の第 13 条の(2)に抵触するとして問題になった。

そしてこの問題を発端として、野球部員を対象とした奨学制度があることが判明した。日本学生野球憲章では野球による奨学制度を禁止している為にこの事実が問題となり、全国で一斉に調査が開始された。

その調査の結果、同様の制度を設けている高校は全国で 376 校、該当選手は計 7971 人にも及んだ。この問題は当初、該当する選手の一定期間対外試合禁止や、奨学制度禁止の決定等の措置が採られた。しかし、私学側や世論の反発により、その決定は二転三転した。

野球部員であることを理由とした奨学制度がなぜ禁止なのか。学業が優秀で奨学制度を利用する者もいるし、他のスポーツ種目で奨学制度を利用する者もいる。高野連は、高野連に所属する高校野球部員を奨学制度禁止にする根拠として、「日本学生野球憲章に違反するから」という一点を挙げている。

しかし、それだけでは根拠不足であると思わざるを得ない。奨学制度は、学校側・学生側にとってメリットがある制度であるため、禁止するにはしっかりした調査による根拠が必要である。

【研究目的】

本研究の目的は、スポーツ特待生に関して一般に不安視される要素4点(学生生活・品行・スポーツ倫理観・学力)を問う項目を質問紙に盛り込み、スポーツ特待生と一般学生両者の違いの有無を明らかにすることである。

【調査概要】

- 調査日 2007 年 12 月3日(月)
- 調査場所 早稲田大学東伏見キャンパス 205 教室
- 調査対象 スポーツ経営学の受講者
- 調査方法 質問紙調査
- 回収率 78.9% (n=135)
- 調査内容

- 1) 個人属性
- 2) スポーツ倫理観・価値観
- 3) 高校時代の行動・品行
- 4) スポーツ特待生の意識

● 分析方法

- 1) は度数分布によって、全体の傾向を見た。また、一般学生とスポーツ特待生を分けた。
- 2) 3) は、2つの母比率の差の検定を行って、一般学生とスポーツ特待生の有意差を見た。
- 4) は度数分布によって、スポーツ特待生の傾向を見た。

【結果】

スポーツ特待生と一般学生両者のスポーツ倫理観と学生生活の行動・品行について、2つの母比率の検定を行った。その結果、「あなたはオリンピックで金メダルが取れるなら、5年後に死ぬ、とわかっていても薬を使いますか」

(ドーピングの使用倫理)という質問において、一般学生のほうがスポーツ特待生よりも薬を使う傾向にあるという有意な差が見られた。その他の質問は全て、有意差が見られなかった。その他の質問を全体的に見て、特に目立つ傾向は見られなかった。

【考察】

2つの母比率の分析結果では、スポーツ特待生と一般学生の両者において「ドーピングの使用倫理」以外の全ての項目において有意な差が見られなかった。一定の傾向も見られなかった。

スポーツ特待生の高校時代の行動や品行・スポーツ倫理観からは、高野連などが指摘し一般に危惧されているような問題点は認められなかった。スポーツ特待生を否定する証拠は得られなかった。

高野連が行った平成 19 年度第一回評議員会において、スポーツ特待生を認める条件の一部に「スポーツ特待生は他の生徒の模範になっていること」という部分がある。

確かにスポーツ倫理観は、スポーツ特待生が一般学生より優れていた。しかし、その他の項目では特に優れた傾向が見られなかった。この点を考えると、現在スポーツ特待生が他の生徒の模範になっているとは言えない。